令和５年度 第２回

協 議 会 議 案

日　時　　令和５年１１月２０日（月）
（書面開催）

音更町国民健康保険運営協議会

次　　第

議　件

諮問第１号　　音更町税条例の一部改正について

諮問第１号

音更町税条例の一部改正について

１　改正の理由

地方税法の改正等に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）の産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するために条例を改正しようとするものである。

２　改正の内容

事　　項	改正の内容
出産被保険者のいる世帯への減額措置	出産被保険者については、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）を減額する。この場合、減額の対象期間は、出産予定月の前月からの４か月間（多胎妊娠の場合は３か月前からの６か月間）とし、当該期間が年度をまたぐ場合には、それぞれの年度分の国民健康保険税から減額対象月の所得割額及び均等割額を月割賦課して減額する。 （１）所得割額 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額（以下「基礎課税額等」という。）の所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。 （２）均等割額 世帯の軽減割合に応じた基礎課税額等の均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。
出産被保険者に係る届出	上記の改正に伴い、産前産後期間の減額に係る届出について規定する。

３　適用年月日

令和６年１月１日から施行し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の国民健康保険税について適用する。

音更町国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期　R4.9.1～R7.8.31）

被保険者代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
松　本　弘　幸	H25.9.1～	
森　　純　夫	H29.9.1～	
加　藤　美智代	H29.9.1～	
杉　浦　幸　恵	R4.9.1～	

保険医・保険薬剤師代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
田　中　章　二	H13.9.1～	
栗　原　延　好	H23.9.1～	
村　上　利　雄	H24.2.1～	
武　居　正　明	H24.2.1～	

公益代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
宮　森　仁　栄	R4.9.1～	
牧　野　美千代	R4.9.1～	
菅　原　　博	R4.9.1～	
黒　田　浩　光	R4.9.1～	